

低所得世帯支援金の給付(3万円) 詳細 総合福祉課 臨時給付金担当(市役所第2庁舎1階) ☎(32)6266

物価の高騰の影響が特に大きいと考えられる低所得世帯に対して、1世帯当たり3万円の支援金を給付します。

対象者 令和5年6月1日(基準日)に本市に住民登録があり、同一世帯に属する方全員が、令和5年度分の住民税均等割非課税または住民税均等割のみ課税となっている世帯(基準日時点で生活保護を受給されている世帯を含む)。なお、市民税修正申告により要件を満たされた方やDV被害により本市に住民登録がない方(住民登録以外の要件を満たす場合は、給付対象となる可能性がありますので、ご連絡ください)

※世帯外の課税者から扶養されている方も対象となります

※令和5年1月1日時点で日本国内の市町村に住民登録のない世帯員がいる世帯は対象外となります

申し込み 11月10日(金)までに、7月中に対象世帯へ発送予定の確認書を原則郵送(消印有効)で総合福祉課 臨時給付金担当(市役所第2庁舎1階)

※詳しいご案内は確認書に同封

後期高齢者医療被保険者証 更新のお知らせ

詳細 市保険年金課

☎(32)6418

北海道後期高齢者医療広域連合 ☎011(290)5601

保険証が新しくなります

現在ご使用の保険証の有効期限が7月31日(月)をもって満了となります。

7月下旬までに新しい保険証を郵送しますので、8月からは新しい保険証をご使用ください。

※新しい保険証の有効期限は、令和6年7月31日(木)です

だいたい色の保険証 令和5年7月31日まで



黄色の保険証 令和5年8月1日から

認定証(限度額適用・標準負担額減額認定証および限度額適用認定証)も新しくなります

認定証も有効期限が7月31日(月)をもって満了となります。引き続き交付対象の方には7月下旬までに新しい認定証を郵送しますので、8月からは新しい認定証をご使用ください。

※新たに認定証の交付対象となる方には6月中旬頃に申請書を郵送していますので忘れずに申請してください

また、年齢到達などにより交付対象となる方にも、随時申請書を送付します

水色の認定証 令和5年7月31日まで



黄緑色の認定証 令和5年8月1日から

◎限度額適用・標準負担額減額認定証の交付に該当する方

区分Ⅰ…世帯全員が住民税非課税である方のうち、次の①②のいずれかに該当する方

①世帯全員の所得が0円(公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下)

②老齢福祉年金を受給されている

区分Ⅱ…世帯全員が住民税非課税である

◎限度額適用認定証の交付に該当する方

次の3区分のうち、現役並みⅠまたは現役並みⅡに該当する方

現役並みⅢ…住民税課税所得が690万円以上の被保険者と、その方と同一世帯にいる被保険者

現役並みⅡ…現役並みⅢに該当せず、住民税課税所得が380万円以上の被保険者と、その方と同一世帯にいる被保険者

現役並みⅠ…現役並みⅢ・Ⅱに該当しない3割負担の方と、その方と同一世帯にいる被保険者